

# 国土交通省による建築基準法等に関するヒアリングに

## 当協会役員等が対応（2009.11.18）

平成 21 年 11 月 18 日に国土交通省は、建築基準法、建築士法等の建築関係の法制度について、問題点を洗い出し整理するため、当協会へのヒアリングが同省会議室で実施され、活発な意見交換が行われた。ヒアリングの対象項目は以下の通りである。

### 1. ヒアリングの対象項目

#### ( 1 ) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

##### 建築確認の厳格化

- ・ 確認申請図書
- ・ 審査期間
- ・ 審査方法 等

##### 構造計算適合性判定制度

- ・ 構造計算適合性判定の対象建築物
- ・ 構造関係基準と審査内容
- ・ 大臣認定プログラム 等

##### 構造 / 設備設計一級建築士

- ・ 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け
- ・ 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等

##### (手続きの簡略化とあわせて) 厳罰化

- ・ 罰則の強化
- ・ 建築士等の処分の強化 等

#### ( 2 ) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

##### 建築確認制度のあり方

##### 建築基準のあり方

##### 設計、工事監理、施工のあり方

##### 設計者の責任、処分と評価、報酬のあり方

##### 建築士等の資格制度のあり方

##### 消費者保護と違反・欠陥建築物について

##### 厳罰化について 等